

# あま市地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

## II 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

### 1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

- 熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかった。
- このため、本市が、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、市及び県が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行った。

#### <主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章 広域応援体制の整備	p 4
■地震・津波編	第2編 第10章 広域応援体制の整備	

### 2 広域応援訓練の実施

- 熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。
- このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、本市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加した。

#### <主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上	p 4
■地震・津波編	第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上	

### 3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

- 熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。
- このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	p 5
■地震・津波編	第2編 第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	

**4 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実**

- 熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。
- これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加する。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加した。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	p 6
■地震・津波編	第2編 第1章	防災協働社会の形成推進	

**Ⅲ 愛知県の取り組みに係る修正事項**

**1 災害廃棄物処理計画の策定**

- 災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。
- これに伴い、事前対策として、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備や、県及び市町村、関係団体の職員を対象とした、人材育成・訓練の実施に係る記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 7
■地震・津波編	第2編 第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

**2 愛知県復興体制の検討**

- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、県は速やかに復興本部を設置して復興に向けた国等との連絡・調整を行うとともに、復興への取組を円滑かつ迅速に推進する必要があると想定されるため、平成28年度に、復興本部の体制や庁内各部署における各種復興施策の実施体制の大枠を定めた復興体制の検討を行った。
- これに伴い、第4編「災害復旧・復興」に復興本部の設置や復興方針及び復興計画の策定に係る記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第4編 第1章	復興体制（新設）	p 7
■地震・津波編	第4編 第1章	復興体制（新設）	

**Ⅳ 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項**

**1 住家被害認定調査に関する体制の強化**

- 罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び

県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 8
■地震・津波編	第2編 第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

**2 避難情報に係る名称の変更**

○平成28年台風第10号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行った。

**3 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定**

○平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける記載を追加した。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第7章	避難行動の促進対策	p 10
■地震・津波編	第2編 第6章	避難行動の促進対策	

**V あま市独自の修正事項**

**1 県計画の目次構成に再編集**

○本市の地域防災計画はこれまで独自の章立てで記述されていたが、より効果的に活用するために、今年度の修正にあわせて愛知県地域防災計画の構成と整合を図った。

■風水害等編	p 12
■地震・津波編	p 17
■原子力編	p 24

## V 主な修正の内容

### II-1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

#### <修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第9章 広域応援体制の整備
- 地震・津波編 第2編 第10章 広域応援体制の整備

#### ■風水害等編

##### 第2編 第9章 広域応援体制の整備

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p> <p><b>1 市、県（防災局、各部局）における措置</b></p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>

#### ■地震・津波編

##### 第2編 第10章 広域応援体制の整備

### II-2 広域応援訓練の実施

#### <修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上
- 地震・津波編 第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

#### ■風水害等編

##### 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p><b>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</b></p>	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p><b>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</b></p>

修正前	修正後（平成30年3月修正）
(1)～(2) (略) (追加)	(1)～(2) (略) (3) <u>広域応援訓練</u> 市及び県は、本市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

■地震・津波編

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

II-3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>	
■風水害等編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震・津波編	第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■風水害等編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<b>第1節 避難所の指定・整備</b> <b>1 市における措置</b> (6) 避難所の運営体制の整備 (略) なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	<b>第1節 避難所の指定・整備</b> <b>1 市における措置</b> (6) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>ウ</u> 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、 <u>テントなど</u> での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<b>第1節 避難所の開設・運営</b> <b>1 市における措置</b> (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、 <u>自宅</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に	<b>第1節 避難所の開設・運営</b> <b>1 市における措置</b> (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、 <u>在宅や車中、テントなど</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避

修正前	修正後（平成30年3月修正）
必要な措置を講じること。	難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

■地震・津波編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

II-4 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

■地震・津波編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、<u>自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</u></p> <p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、<u>県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害に</u></p>

修正前	修正後（平成30年3月修正）
	ついて学ぶ機会を充実させるものとする。

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

Ⅲ－1 災害廃棄物処理計画の策定

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震・津波編 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■風水害等編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> <b>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (1) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、 <u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</u>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> <b>10 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (1) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、 <u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</u>

■地震・津波編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

Ⅲ－2 復興体制の検討

<修正箇所>

- 風水害等編 第4編 第1章 復興体制（新設）
- 地震・津波編 第4編 第1章 復興体制（新設）

■風水害等編

第4編 第1章 復興体制（新設）

修正後（平成30年3月修正）
<b>■基本方針</b> ○ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ○ 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画

## 修正後（平成 30 年 3 月修正）

的に復興を進める。

- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

### ■主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第 1 節 復興計画等の策定	市	1(1) 市復興計画の策定
第 2 節 職員派遣要請	市	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他普通地方公共団体の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求

### 第 1 節 復興計画等の策定

#### 1 市における措置

##### (1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### 第 2 節 職員派遣要請

#### 1 市における措置

##### (1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

## ■地震・津波編

### 第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）

## IV－1 住家被害認定調査に関する体制の強化

### <修正箇所>

- 風水害等編 第 2 編 第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震・津波編 第 2 編 第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■風水害等編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 1 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 1 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築等</u>を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、<u>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

IV-2 避難情報に係る名称の変更

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>				
■風水害等編	第3編 第2章	避難行動	他	
■地震・津波編	第3編 第2章	避難行動	他	

■風水害等編

第3編 第2章 避難行動

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p><b>第2節 避難の勧告・指示</b></p> <p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u></p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>指示</u>を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>指示</u>又は<u>勧告</u>する。</p>	<p><b>第2節 避難の勧告・指示等</b></p> <p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難の</p>

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備情報</u>の提供に努める。</p> <p>イ <u>避難準備情報</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難所</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>	<p>ための立退きを<u>勧告</u>又は<u>指示</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の<u>発令</u>に努める。</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>

■地震・津波編

第3編 第2章 避難行動

IV-3 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

＜修正箇所＞

- 風水害等編 第2編 第7章 避難行動の促進対策
- 地震・津波編 第2編 第6章 避難行動の促進対策

■風水害等編

第2編 第7章 避難行動の促進対策

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p><b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災</p>	<p><b>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の</p>

修正前	修正後（平成30年3月修正）
<p>害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p>	<p>危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく<u>とともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第6章 避難行動の促進対策

## V-1 県計画の目次構成に再編集

### 風水害等編 目次構成の変更

頁	旧	新	摘要	
1	<b>第1章 総 則</b>	<b>第1編 総 則</b>	県計画に計画の構成を統一	
1	第1節 計画の目的	<b>第1章 計画の目的</b>		
1	第2節 基本理念及び重点を置くべき事項	第1節 計画の目的		
1	第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 計画の性格		
2	第4節 災害の想定	第3節 計画の構成		
2		第4節 災害の想定		
5		第5節 地域防災計画の作成又は修正		
6		<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>		
6		第1節 防災の基本理念		
6		第2節 重点を置くべき事項		
8		<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		
8		第1節 実施責任		
8		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
19		第3節 市民等の基本的責務		
20	<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防</b>		県計画に計画の構成を統一
20	第1節 防災組織の整備計画	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		
20	第2節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進		
21	第3節 防災業務施設・設備等の整備計画	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		
25	第4節 河川防災対策計画	第3節 企業防災の促進		
27	第5節 農地防災対策計画	<b>第2章 水害予防対策</b>		
28	第6節 都市の防災化計画	第1節 河川防災対策		
29	第7節 都市排水対策計画	第2節 雨水出水対策		
29	第8節 防災建造物整備対策計画	第3節 浸水想定区域における対策		
31	第9節 地盤災害予防対策計画	第4節 農地防災対策		
32	第10節 文教対策計画	第5節 地盤沈下の防止		
34	第11節 交通施設対策計画	<b>第3章 事故・火災等予防対策</b>		
35	第12節 ライフライン施設対策計画	第1節 鉄道災害対策		
36	第13節 鉄道災害対策計画	第2節 道路災害対策		
36	第14節 道路災害対策計画	第3節 危険物及び毒物劇物等科学品類保安対策		
37	第15節 放射性物質及び原子力災害予防対策計画	第4節 高圧ガス保安対策		
39	第16節 危険物等保安対策計画	<b>第4章 建築物等の安全化</b>		
39	第17節 高圧ガス保安対策計画	第1節 交通関係施設対策		

頁	旧	新	摘要
40	第18節 要配慮者の安全確保対策計画	第2節 ライフライン関係施設対策	
43	第19節 地下空間の浸水対策計画	第3節 文化財保護対策	
44	第20節 避難対策計画	第4節 防災建造物整備対策	
46	第21節 帰宅困難者対策計画	<b>第5章 都市の防災性の向上</b>	
46	第22節 生活必需物資の確保対策計画	第1節 都市計画マスタープラン等の策定	
46	第23節 防災訓練及び防災思想の普及計画	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
47	第24節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第3節 建築物の不燃化の促進	
48	第25節 応援体制の整備計画	第4節 市街地の面的な整備・改善	
49	第26節 防災に関する調査研究推進計画	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
49	第27節 企業防災の促進計画	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	
54		<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	
55		第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
55		第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	
56		第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	
57		第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
58		第5節 避難に関する意識啓発	
60		<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
61		第1節 避難場所の指定・整備	
62		第2節 要配慮者支援対策	
66		第3節 帰宅困難者対策	
67		<b>第9章 広域応援体制の整備</b>	
67		第1節 広域応援体制の整備	
68		第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
69		第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
70		<b>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
71		第1節 防災訓練の実施	
73		第2節 防災のための意識啓発・広報	
75		第3節 防災のための教育	
77		<b>第11章 防災に関する調査研究の推進</b>	
77		第1節 防災に関する調査研究の推進	
79	<b>第3章 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	県計画に計画の構成を統一
79	第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
79	第2節 通信運用計画	第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営	
86	第3節 情報の収集・伝達計画	第2節 職員の派遣要請	

頁	旧	新	摘要
87	第4節 災害広報計画	第3節 災害救助法の適用	
88	第5節 災害救助法の適用計画	<b>第2章 避難行動</b>	
89	第6節 避難計画	第1節 気象警報等の発表、伝達	
102	第7節 救出計画	第2節 避難勧告・指示等	
106	第8節 食品供給計画	第3節 住民等の避難誘導	
108	第9節 飲料水供給計画	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
109	第10節 生活必需品の給貸与計画	第1節 被害状況等の収集・伝達	
115	第11節 医療及び助産計画	第2節 通信手段の確保	
118	第12節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	第3節 広報	
120	第13節 防疫・保健衛生計画	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
121	第14節 廃棄物処理計画	第1節 応援協力	
123	第15節 被災宅地の応急危険度判定対策計画	第2節 応援部隊等による広域応援等	
123	第16節 応急住宅計画	第3節 自衛隊の災害派遣	
132	第17節 文教災害対策計画	第4節 ボランティアの受入	
133	第18節 障害物除去計画	第5節 防災活動拠点の確保	
135	第19節 道路交通対策計画	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
135	第20節 輸送計画	第1節 救出・救助活動	
137	第21節 ライフライン施設等の応急対策計画	第2節 愛知県防災ヘリコプターの活用	
138	第22節 一般通信施設等対策計画	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
138	第23節 防災営農計画	第1節 医療救護	
141	第24節 消防活動計画	第2節 防疫・保健衛生	
144	第25節 水防計画	<b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
145	第26節 航空機事故による災害対策計画	第1節 道路交通規制等	
149	第27節 鉄道災害対策計画	第2節 道路施設対策	
149	第28節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画	第3節 緊急輸送手段の確保	
153	第29節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画	<b>第8章 水害防除対策</b>	
154	第30節 高圧ガス災害対策計画	第1節 水防	
157	第31節 大規模な火事災害対策計画	第2節 防災営農	
155	第32節 ボランティアの受入れ計画	第3節 流木の防止	
158	第33節 義援金品募集・受付・配分計画	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
159	第34節 応援要請計画	第1節 避難所の開設・運営	
163	第35節 自衛隊災害派遣要請計画	第2節 要配慮者支援対策	
164	第36節 県防災ヘリコプターの活用計画	第3節 帰宅困難者対策	
165		<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	

頁	旧	新	摘要
165		第1節 給水	
167		第2節 食品の供給	
170		第3節 生活必需品の供給	
172		<b>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	
172		第1節 環境汚染防止対策	
173		第2節 地域安全対策	
175		<b>第12章 遺体の取扱い</b>	
176		第1節 遺体の搜索	
177		第2節 遺体の処理	
177		第3節 遺体の埋火葬	
179		<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
181		第1節 電力施設対策	
182		第2節 ガス施設対策	
183		第3節 上水道施設対策	
184		第4節 工業用水道施設対策	
184		第5節 下水道施設対策	
185		第6節 通信施設の応急措置	
186		第7節 郵便業務の応急措置	
187		<b>第14章 航空災害対策</b>	
187		第1節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	
191		<b>第15章 鉄道災害対策</b>	
191		第1節 鉄道災害対策	
193		<b>第16章 道路災害対策</b>	
194		第1節 道路災害対策	
196		<b>第17章 危険物等災害対策</b>	
196		第1節 危険物等施設	
197		第2節 危険物等積載車両	
198		<b>第18章 高圧ガス災害対策</b>	
198		第1節 高圧ガス施設	
198		第2節 高圧ガス積載車両	
199		<b>第19章 大規模な火事災害対策</b>	
199		第1節 大規模な火事災害対策	
202		<b>第20章 住宅対策</b>	
203		第1節 被災宅地の危険度判定	

頁	旧	新	摘要
203		第2節 被災住宅等の調査	
204		第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
204		第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
205		第5節 住宅の応急修理	
206		第6節 障害物の除去	
208		<b>第21章 学校における対策</b>	
209		第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
209		第2節 教育施設及び教職員の確保	
210		第3節 応急な教育活動についての広報	
210		第4節 教科書・学用品等の給与	
213	<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	県計画に計画の構成を統一
213	第1節 公共施設災害復旧事業	<b>第1章 復興体制</b>	
213	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	第1節 復興計画等の策定	
213	第3節 民生安定のための緊急措置	第2節 職員派遣要請	
215		<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
215		第1節 公共施設災害復旧事業	
216		第2節 激甚災害の指定	
217		第3節 暴力団等への対策	
219		<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	
219		第1節 災害廃棄物処理対策	
221		<b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>	
221		第1節 罹災証明書の交付等	
222		第2節 被災者への経済的支援等	
223		第3節 住宅対策	
224		<b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	
224		第1節 商工業の再建支援	
224		第2節 農林水産業の再建支援	

地震・津波編 目次構成の変更

頁	旧	新	摘要	
1	<b>第1章 総 則</b>	<b>第1編 総 則</b>	県計画に計画の構成を統一	
1	第1節 計画の目的・方針等	<b>第1章 計画の目的</b>		
1	第2節 基本理念及び重点を置くべき事項	第1節 計画の目的		
1	第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 計画の性格		
3	第4節 あま市の特質と災害要因	第3節 計画の構成		
4	第5節 予想される地震災害	<b>第2章 あま市の特質と災害要因</b>		
4		第1節 自然的条件		
6		第2節 愛知県における既住の地震とその被害		
8		第3節 社会的条件		
9		<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>		
9		第1節 基本的な考え		
9		第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果		
18		<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>		
18		第1節 防災の基本理念		
19		第2節 重点を置くべき事項		
21		<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		
21		第1節 実施責任者		
22		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
34	<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防</b>		県計画に計画の構成を統一
34	第1節 防災協働社会の形成推進	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		
35	第2節 震災に関する調査研究	第1節 防災協働社会の形成推進		
36	第3節 都市防災化計画	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		
39	第4節 液状化対策等予防計画	第3節 企業防災の促進		
41	第5節 公共施設安全確保整備計画	<b>第2章 建築物等の安全化</b>		
42	第6節 建築物耐震推進計画	第1節 建築物の耐震推進		
44	第7節 危険物施設防災計画	第2節 交通関係施設等の整備		
46	第8節 高圧ガス保安対策	第3節 ライフライン関係施設等の整備		
55	第9節 産業廃棄物処理対策計画	第4節 文化財の保護		
55	第10節 火災予防対策計画	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備		
56	第11節 津波予防対策	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>		
57	第12節 要配慮者の安全対策計画	第1節 都市計画マスタープラン等の策定		
57	第13節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 防災上重要な都市施設の整備		
58	第14節 応援体制の整備計画	第3節 建設物の不燃化の促進		

頁	旧	新	摘要
58	第 15 節 企業防災の促進計画	第 4 節 市街地の面的な整備・改善	
59	第 16 節 避難対策計画	<b>第 4 章 液状化対策の予防</b>	
59	第 17 節 帰宅困難者対策計画	第 1 節 土地利用の適正誘導	
60	第 18 節 防災業務施設・設備等の整備計画	第 2 節 液状化対策の推進	
60	第 19 節 文化財保護計画	第 3 節 宅地造成の規制誘導	
60	第 20 節 防災訓練及び防災意識の向上計画	第 4 節 被災宅地危険度判定の体制整備	
61		<b>第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
61		第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
66		<b>第 6 章 避難行動の促進対策</b>	
66		第 1 節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	
67		第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等	
68		第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
69		第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定	
70		第 5 節 避難に関する意識啓発	
72		<b>第 7 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
73		第 1 節 避難所の指定・整備	
74		第 2 節 要配慮者支援対策	
77		第 3 節 帰宅困難者対策	
79		<b>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	
80		第 1 節 火災予防対策に関する指導	
81		第 2 節 消防力の整備強化	
81		第 3 節 危険物施設防災計画	
82		第 4 節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
82		第 5 節 毒物劇物取扱施設防災計画	
83		<b>第 9 章 津波等予防対策</b>	
84		第 1 節 津波対策に係る地域の指定等	
84		第 2 節 津波防災体制の充実	
85		第 3 節 津波防災知識の普及	
85		第 4 節 津波等防災事業の推進	
87		第 5 節 地盤沈下の防止	
88		<b>第 10 章 広域応援体制の整備</b>	
88		第 1 節 広域応援体制の整備	
88		第 2 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
88		第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	

頁	旧	新	摘要
89		<b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
90		第1節 防災訓練の実施	
93		第2節 防災のための意識啓発・広報	
94		第3節 防災のための教育	
97		第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	
98		<b>第12章 震災に関する調査研究の推進</b>	
98		第1節 震災に関する調査研究の推進	
101	<b>第3章 東海地震に関する事前対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	県計画に計画の構成を統一
101	第1節 総則	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
102	第2節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集	第1節 災害対策本部の設置・運営	
106	第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	第2節 職員の派遣要請	
106	第4節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3節 災害救助法の適用	
107	第5節 発災に備えた直前対策	<b>第2章 避難行動</b>	
108	第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策	第1節 津波警報等の伝達	
110	第7節 他機関に対する応援要請	第2節 避難の指示	
111	第8節 住民のとるべき措置	第3節 住民等の避難誘導	
112		<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
113		第1節 被害状況等の収集・伝達	
117		第2節 通信手段の確保	
117		第3節 広報	
119		<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
120		第1節 応援協力	
120		第2節 応援部隊等による広域応援等	
120		第3節 自衛隊の災害派遣	
120		第4節 ボランティアの受入	
120		第5節 防災活動拠点の確保	
121		第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
122		<b>第5章 救出・救助対策</b>	
122		第1節 救出・救助活動	
123		第2節 愛知県防災ヘリコプターの活用	
124		<b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b>	
125		第1節 消防活動	
128		第2節 危険物施設対策計画	
128		第3節 毒物劇物取扱施設対策計画	

頁	旧	新	摘要
130		<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
130		第1節 医療救護	
130		第2節 防疫・保健衛生	
131		<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
132		第1節 道路交通規制等	
133		第2節 道路施設対策	
134		第3節 鉄道施設対策	
135		第4節 緊急輸送手段の確保	
136		<b>第9章 浸水・津波対策</b>	
136		第1節 浸水対策	
137		第2節 津波対策	
139		<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
140		第1節 避難所の開設・運営	
141		第2節 要配慮者支援対策	
141		第3節 帰宅困難者対策	
142		<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
142		第1節 給水	
143		第2節 食品の供給	
143		第3節 生活必需品の供給	
144		<b>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	
144		第1節 環境汚染防止対策	
144		第2節 地域安全対策	
145		<b>第13章 遺体の取扱い</b>	
145		第1節 遺体の捜索	
145		第2節 遺体の処理	
145		第3節 遺体の埋火葬	
146		<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
148		第1節 電力施設対策	
150		第2節 ガス施設対策	
152		第3節 上水道施設対策	
154		第4節 下水道施設対策	
154		第5節 通信施設の応急措置	
154		第6節 郵便業務の応急措置	
155		<b>第15章 住宅対策</b>	

頁	旧	新	摘要
156		第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
157		第2節 被災住宅等の調査	
157		第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
157		第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
157		第5節 住宅の応急修理	
158		第6節 障害物の除去	
159		<b>第16章 学校における対策</b>	
160		第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
160		第2節 教育施設及び教職員の確保	
161		第3節 応急な教育活動についての広報	
161		第4節 教科書・学用品等の給与	
162	<b>第4章 災害応急対策計画</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	県計画に計画の構成を統一
162	第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）	<b>第1章 復興体制</b>	
162	第2節 通信運用計画	第1節 復興計画等の策定	
162	第3節 情報の収集・伝達計画	第2節 職員の派遣要請	
163	第4節 災害広報計画	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
163	第5節 災害救助法の適用計画	第1節 公共施設災害復旧事業	
163	第6節 消防活動計画	第2節 激甚災害の指定	
163	第7節 避難計画	第3節 暴力団等への対策	
164	第8節 救出計画	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	
164	第9節 浸水・津波対策計画	第1節 災害廃棄物処理対策	
165	第10節 食品供給計画	<b>第4章 震災復興都市計画の手続き</b>	
165	第11節 飲料水供給計画	第1節 第一次建築制限	
166	第12節 生活必需品の給貸与計画	第2節 第二次建築制限	
166	第13節 医療及び助産計画	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	
167	第14節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	第1節 罹災証明書の交付等	
167	第15節 防疫・保健衛生計画	第2節 被災者への経済的支援等	
167	第16節 廃棄物処理計画	第3節 住宅等対策	
167	第17節 危険性物質対策計画	<b>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	
168	第18節 応急教育計画	第1節 商工業の再建支援	
168	第19節 文教災害対策計画	第2節 農林水産業の再建支援	
	第20節 ボランティアの受入れ計画		
	第21節 帰宅困難者対策計画		
	第22節 障害物除去計画		

頁	旧	新	摘要
	第23節 道路交通対策計画 第24節 輸送計画 第25節 鉄道施設対策計画 第26節 電力施設対策計画 第27節 都市ガス施設対策計画 第28節 LPガス（プロパンガス）施設対策計画 第29節 上水道対策計画 第30節 下水道施設対策計画 第31節 一般通信施設等対策計画 第32節 応急住宅計画 第33節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の応急危険度判定計画 第34節 義援金品募集・受付・配分計画 第35節 応援要請計画 第36節 自衛隊災害派遣要請計画 第37節 県防災ヘリコプターの活用計画		
169 169 169 169 172 173 173 175 177 179 180 180 183 186 188 188 189 191	<b>第5章 災害復旧・復興計画</b> 第1節 公共施設災害復旧事業 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 第3節 民生安定のための緊急処置 第4節 震災復興都市計画の決定手続き	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</b> 第1節 東海地震に関する事前対策の意義 第2節 東海地震に関連する情報 <b>第2章 地震災害警戒本部の設置等</b> 第1節 地震災害警戒本部の設置等 第2節 警戒宣言発令時の情報伝達 第3節 警戒宣言発令時の広報 第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 <b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b> 第1節 主要食糧、医薬品等の確保 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 <b>第4章 発災に備えた直前対策</b> 第1節 避難対策 第2節 消防、浸水等対策 第3節 社会秩序の維持対策 第4節 道路交通対策 第5節 鉄道	

頁	旧	新	摘要
192		第6節 バス	
193		第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
196		第8節 生活必需品の確保	
196		第9節 金融対策	
197		第10節 郵便事業対策	
198		第11節 病院、診療所	
198		第12節 百貨店等	
198		第13節 緊急輸送	
199		第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
201		<b>第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策</b>	
201		第1節 道路	
202		第2節 河川	
202		第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	
203		第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
204		第5節 工事中の建築物等に対する措置	
205		<b>第6章 他機関に対する応援要請</b>	
205		第1節 防災関係機関に対する応援要請等	
205		第2節 自衛隊の地震防災派遣	
207		<b>第7章 住民の取るべき措置</b>	
208		第1節 家庭においてとるべき措置	
208		第2節 職場においてとるべき措置	
210		<b>第6編 南海トラフ地震に関する事前対策</b>	
210		<b>第1章 南海トラフ地震に関連する情報</b>	
210		第1節 南海トラフ地震に関連する情報	
210		第2節 東南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う措置	

原子力編 目次構成の変更

頁	旧	新	摘要
1	新設	第1編 総 則	県計画に計画の構成を統一
1		第1章 計画の目的・方針	
1		第1節 計画の目的	
1		第2節 計画の性格及び基本方針	
2		第3節 計画の構成	
2		第4節 災害の想定	
3		第5節 緊急時における判断及び防護措置実施に係る基準	
26		第6節 市地域防災計画の作成又は修正	
26		第7節 今後の検討課題について	
27		第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
27		第1節 実施責任者	
27		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
31	新設	第2編 災害予防	県計画に計画の構成を統一
31		第1章 放射性物質災害予防対策	
31		第1節 防災対策の実施	
31		第2節 放射線防護資機材等の整備	
32		第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
32		第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	
32		第5節 災害に対する知識の習得及び訓練等	
33		第2章 原子力災害予防対策	
33		第1節 原子力防災に係る専門家との連携	
34		第2節 防災対策の実施	
34		第3節 避難所等の確保	
34		第4節 環境放射線モニタリングの実施等	
34		第5節 緊急輸送態勢の確保	
34		第6節 健康被害防止に係る整備	
35		第7節 風評被害対策	
35		第8節 住民等への的確な情報伝達系統体制の整備	
36		第9節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	
36		第10節 原子力防災業務関係者に対する研修	
36		第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	
37	新設	第3編 災害応急対策	県計画に計画の構成を
37		第1章 活動態勢（組織の動員配備）	

頁	旧	新	摘要
37		第1節 市災害対策本部の設置・運営	統一
38		第2節 防災関係機関における活動体制等	
38		第3節 原子力防災業務関係者の安全確保	
38		第4節 職員の派遣要請	
40		第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	
40		第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
41		第2節 放射線障害の発生又は拡大防止措置	
41		第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	
41		第4節 消防活動（消火・救助・救急）	
42		第5節 広報活動の実施	
42		第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
43		第7節 医療関係活動	
44		第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
45		第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
45		第2節 専門知識を有する職員の派遣要請	
45		第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
45		第4節 原子力災害合同対策協議会への出席	
46		第5節 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示	
46		第6節 住民等への的確な情報伝達	
46		第7節 医療関係活動	
46		第8節 消防活動（消火・救助・救急）	
46		第9節 自衛隊への災害派遣要請等	
47		第10節 汚染された食品等の流通防止	
47		第11節 交通の確保	
47		第12節 輸送の確保	
48		第13節 輻輳対策	
49		第4章 県外の原子力発電所等における異常対策	
50		第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
50		第2節 緊急事態応急対策等の実施	
50		第3節 活動体制の強化	
51		第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
51		第5節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定	

頁	旧	新	摘要
51		第6節 住民等への的確な情報伝達	
52		第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	
53		第8節 医療関係活動	
53		第9節 消防庁からの要請に基づく消防活動	
53		第10節 放射性物質による汚染の除去	
53		第11節 緊急輸送・交通の確保	
54		第12節 飲料水・食品等の摂取制限等	
55		第13節 社会秩序の維持対策の実施	
55		第14節 風評被害等の影響の軽減	
55		第15節 輻輳対策	
		第16節 県外からの避難者の受入れ	
57	新設	第4編 災害復旧	県計画に計画の構成を統一
57		第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
57		第2節 放射性物質による汚染の除去	
58		第3節 各種制限措置の解除	
58		第4節 心身の健康相談の実施	
58		第5節 風評被害等の影響の軽減	
58		第6節 被災中小企業等に対する支援	
58		第7節 物価動向の把握	
58		第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除	
59		第9節 災害地域に係る記録等の作成	
59		第10節 他の機関の措置	